

令和 5 年 6 月 15 日
文 部 科 学 省
総合教育政策局教育人材政策課

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案」について、令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間、電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 6 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○教職大学院の科目を学部学生が先取り履修する場合、当該学部の３ポリシーに明記させるとともに、自大学出身者の割合をＨＰ等で積極的に公開させることが必要。	３つのポリシーへの記載やＨＰでの公表の実施の有無は、各大学が適切に判断するものと考えます。
○専門職大学院はすべて廃止し、教員養成は教育学部の特定の学科に教育資源を集中させて教員養成課程を充実させるべき、等。	今回の改正とは直接関係ありませんが、今後の参考とさせていただきます。